

## 大牟田市通学合宿事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子どもたちが親元を離れ、異年齢集団で共同生活を行いながら学校に通う通学合宿（以下「通学合宿」という。）に自主的に取り組む団体を支援するため、大牟田市通学合宿事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助金交付団体)

第2条 補助金の交付対象となる団体は、大牟田市内の1小学校区内において、地域の住民等で組織された団体（以下「団体」という。）とする。

(補助金交付対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業は、大牟田市内の1小学校区内において、小学校1年生から6年生までの5人以上を対象に3泊4日以上で実施する通学合宿とする。

(補助金の交付及び額)

第4条 市長は、前条に規定する事業（以下「事業」という。）の実施に要する経費のうちボランティアスタッフに係る次の各号に掲げる経費について、予算の範囲内において補助金を交付する。

- (1) 消耗品購入費、食材費等の経費
- (2) 宿泊施設使用料及び入浴料等
- (3) その他市長が必要と認めた経費

2 補助金の額は、次表に掲げる額とし、概算払により交付することができる。ただし、補助金の交付決定後にやむを得ない理由により参加者数が減少した場合は、補助金交付決定時の額とする。

| 参加者数    | 泊 数              |        |        |        |                           |
|---------|------------------|--------|--------|--------|---------------------------|
|         | 補助金額（円）          |        |        |        |                           |
| 5人～10人  | 3泊               | 4泊     | 5泊     | 6泊     | 7泊以上                      |
|         | 25,000           | 30,000 | 35,000 | 40,000 | 40,000円に1泊当たり5,000円を加えた額  |
| 11人～15人 | 3泊               | 4泊     | 5泊     | 6泊     | 7泊以上                      |
|         | 33,000           | 40,000 | 48,000 | 55,000 | 55,000円に1泊当たり7,500円を加えた額  |
| 16人～20人 | 3泊               | 4泊     | 5泊     | 6泊     | 7泊以上                      |
|         | 40,000           | 50,000 | 60,000 | 70,000 | 70,000円に1泊当たり10,000円を加えた額 |
| 21人以上   | 1人1泊500円+10,000円 |        |        |        |                           |

（交付の申請等）

第5条 補助金の交付を受けようとする団体は、大牟田市通学合宿事業費補助金交付申請書（様式第1号）に事業計画書（様式第2号）、予算書（様式第3号）、参加者名簿（様式第4号）及び関係者名簿（様式第5号）を添えて、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、これを審査し、補助金の交付を決定したときは、その旨を大牟田市通学合宿事業費補助金交付決定通知書（様式第6号）により当該申請をした団体に通知するものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、当該決定に条件を付けることができる。

（事業内容の変更）

第6条 前条第2項の規定により補助金の交付決定を受けた団体（以下「交付決定者」という。）は、事業内容を変更しようとするときは、大牟田市通学合宿事業内容変更届（様式第7号）に関係書類を添えて、市長に届け出をし、その承認を受けなければならない。

（事業の全部又は一部中止の場合の措置）

第7条 市長は、天災その他交付決定者の責めに帰さない理由により事業の全部又は一部が中止になった場合は、交付決定者において既に支出済みの経費又は支出を予定する経費のうち市長が必要と認める経費については、補助対象経費とすることができる。

（実績の報告）

第8条 交付決定者は、当該年度の事業終了後2月以内に、大牟田市通学合宿事業実績報告書（様式第8号）に決算書（様式第9号）その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に事業の実績を報告しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、事業の実施状況等に関し、交付決定者に報告を求めることができる。

（補助金額の確定）

第9条 市長は、前条の報告があったときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定するものとする。

2 市長は、前項の規定により確定した補助金の額（以下「確定補助金額」という。）が第5条第2項の規定により交付された補助金の額（以下「概算払補助金額」という。）と異なるときは、大牟田市通学合宿事業費補助金確定通知書（様式第10号）により、確定補助金額を交付決定者に通知するものとする。

3 交付決定者は、前項の規定により通知を受けた確定補助金額が、概算払補助金額を下回るときは当該下回る額について市長が指定する日までに市長に返還するものとし、概算払補助金額を超えるときは当該超える額について追加払を受けることができる。

(交付決定の取消し等)

第10条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、補助金の交付を停止し、又は補助金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

- (1) 虚偽又は不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金を事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付に係る条件に違反したとき。
- (4) その他この要綱の規定に違反したとき。

(帳簿等の管理)

第11条 交付決定者は、補助金の交付を受けた年度の翌年度から5年間、事業に係る帳簿等を保存しなければならない。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年9月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和7年7月1日から施行する。